

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた広報物について

1 条例の普及・啓発活動に関する基本的な考え方

感じて
もらう

- ・子どもに、自分たちが大切にされていることを感じてもらう。「子どもの権利」という言葉を耳にしてもらう。
- ・大人に、身近にある子どもや子育てに関するものを目にして、子どもの視点を感じてもらう。

知って
もらう

- ・すべての市民に、条例の制定と趣旨について知ってもらう。
- ・簡単に読めるリーフレットを作成し、啓発イベントや目に触れやすい場所で配布、配架を行う。

理解して
もらう

- ・子どもや子どもにかかわりの深い大人に、「子どもの権利」や「大人の責務」について理解してもらう。
- ・副読本や逐条解説を作成し、市内の学校の授業や大人向けの研修・講座で活用する。

実践して
もらう

- ・子どもと関わりが深い大人に、条文をわかりやすく解説した副読本や逐条解説を作成し、理解してもらい、「子どもの権利」を守る取組を実践してもらう。

2 作成中の広報物の概要（案）

広報物	仕様	考え方	対象	活用イメージ	主な配布先
リーフレット	4ページの チラシ (3種類)	知ってもらう	①小学生 ②中高生 ③大人	<ul style="list-style-type: none"> イベント等で配布する 	学校・大学 子どもセンター 図書館 市民センター
副読本	20ページ の小冊子	理解してもらう 実践してもらう	児童、生徒 教職員	<ul style="list-style-type: none"> イベント等で配布する 小・中学校の授業で使う 	学校・大学 子どもセンター
逐条解説	40ページ 程度の冊子	理解してもらう 実践してもらう	大人	<ul style="list-style-type: none"> 中学校、高等学校の授業で使う 子どもに関する施設で使う 大人を対象としたグループワークで使う 	学校・大学 子どもセンター

※広報物は市ホームページに公開する予定であるため、その周知を行うことも検討中

3 作成中の広報物のスケジュール（案）

年月	広報物	条例検討部会	条例
2023年8～9月	子ども、現場にヒアリング		
2023年10月	最終調整	第4回：広報物、周知・啓発活動検討	答申（子ども・子育て会議）
2023年11月	↓		
2023年12月	確定		議会上程
2024年 1月	公表（市ホームページ）	第5回：周知・啓発活動検討	公布
2024年 2月	配布（紙媒体）		